

ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

本事業において定めている避難路とは、「緊急輸送道路」や「住宅や事業所から避難所や避難場所へ至る道路」、「各小中学校に報告されている通学路」を指します。

なお、ブロック塀等が面している道路が避難路にあたるかどうかについては、まちづくり推進課へ事前にお問い合わせください。

(1) 緊急輸送道路

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画で定めた緊急輸送道路のうち、市内に存する道路を指します。

(2) 住宅や事業所等から避難所や避難場所へ至る道路

住宅や事業所等から避難所や避難場所等へ至る道路については、「国または地方公共団体が管理する道」、または「建築基準法第42条及び第43条に規定する道」で、不特定多数の人や車両等が通行するために使っている道を指します。ただし、敷地の出入り口より先が行き止まりとなる部分は除きます。

避難所・避難場所とは、真庭市地域防災計画に規定され、ハザードマップ等に図示されている「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」を指します。

対象のイメージ



- 補助交付が可能な案件の例
- 補助対象となるブロック塀等
- - - 補助対象外のブロック塀等
- - - 用水路がある場合
- [高さ(A) ≥ 道路境界線からの距離(B)]
- ▲ 出入口

(3) 各小中学校に報告されている通学路